

## 不動産受託管理契約書

第一条 \_\_\_\_\_ (以下甲と記す) は、本書に記された甲所有する土地並びに物件の管理業務を合同会社 RED&BLUE に受託する。

第二条 請負業務内容は以下のとおりとする。

- ・ 甲所有不動産に関する報告書の提出業務  
(通常年一回 6 月発行)
- ・ 賃貸広告業務 (インターネット、折込、のぼり、看板など)
- ・ 営業活動業務 (仲介業者との提携、物件の案内)
- ・ 相談業務 (不動産売買や賃貸設定、修繕内容の提案など)
- ・ 賃貸契約代行業務 (借主、仲介業者)
- ・ 借主及び近隣トラブルへの対応
- ・ 管理物件の修繕やリフォーム、建設の手配業務
- ・ 不動産業窓口業務 (案内、クレーム、要望)
- ・ 賃貸物件入退去時の確認業務
- ・ 賃借等請求業務
- ・ 賃貸等代理回収業務 (1 件 1 通 1, 0 0 0 円、1 訪問 10, 0 0 0 円+実費)
- ・ 利用者不在時の物件管理
- ・ 管理物件の清掃業務
- ・ その他業務

第三条 管理・修繕に必要とされる費用は乙が立て替え支払いした後、甲が全額負担する事とする。

第四条 通常報酬は以下の通り定め全ての費用は外税とする。

礼金の 5 0 %

家賃その他売上の 2 5 %

請求業務 1 件に月 1, 0 0 0 円

入居退去対応 2, 0 0 0 円/45 分以内 (1 人あたり)

管理物件の報告書 (通常 6 月) 3, 0 0 0 円

第五条 第四条に該当しない報酬は都度協議の上取り決める。

第六条 甲が依頼した追加書類の制作費用や必要印紙、送料などは甲が負担する事と定める。

第七条 賃貸契約や施工契約、行政、司法書士等に必要とされる場合、乙は甲に届け先や目的を説明の上で、委任状発行を請求することが出来る事と定める。

第八条 本契約の契約期間は、契約日より1年間とする。

ただし契約期間満了の3か月前までに当事者の一方からの書面による格別の意思表示が無い場合は、本契約は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第九条あらゆる問題解決は和議による話し合いに契約者双方は努める事とします。

管理会社の判断により早期問題解決が困難であると判断した場合は、指定裁判所を解しての対応とさせていただきます。(原則として大津地方裁判所)

契約該当物件は以下のとおりとする。

不動産所有者氏名[ \_\_\_\_\_ ?]

住所[ 〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ ]

緊急連絡先[  甲と同じ・ 他 \_\_\_\_\_ ]

本契約を証するため、本契約書 2 部作成し、契約者各自が捺印の上一各 1 部を保有する事とする。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

**甲：不動産所有者**

氏名：[ \_\_\_\_\_ ? ]

住所：〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

[ \_\_\_\_\_ ]

連絡先電話番号：[① \_\_\_\_\_ ] [② \_\_\_\_\_ ]

契約者口座：

口座氏名 [ \_\_\_\_\_ ]

銀行名 [ \_\_\_\_\_ ] 支店名 [ \_\_\_\_\_ ]

口座種類[ 普通・当座 ]



**乙：不動産管理受託会社**

氏名：合同会社 RED&BLUE (LLC.RED&BLUE)

本社 〒525-0050 滋賀県草津市 南草津五丁目 2-8

RED&BLUE ビル (2-G) 総合管理事務所

不動産管理事業部

〒525-0065 滋賀県草津市 橋岡町 75-1 (辻義塾) 事務所

TELL: (経理事務所) 077-575-9063 (総合受付 077-562-3456)

FAX: (共通) 077-575-0123

Mail : (不動産・デザイン) [info2@rb.777.cx](mailto:info2@rb.777.cx) 総合管理 [info@rb.777.cx](mailto:info@rb.777.cx) URL :

不動産総合管理 <http://rb.777.cx/rem/>

合同会社 RED&BLUE <http://rb.777.cx/>

契約担当者：合同会社 RED&BLUE \_\_\_\_\_ ?

受託会社振込口座： 合同会社 RED&BLUE 代表社員 並河優

滋賀中央信用金庫 南草津支店 普通口座 0049980

合同会社 RED&BLUE 不動産総合管理事業部 受託契約書